

令和 5 年度いなべ市インターンシップ実施要領

1 目的

地方公務員への就職を目指している学生に、将来の進路の選択に向けた職業体験の機会を提供することにより、地方自治への理解を深めることを目的とする。

2 対象者

受入れの対象者は、学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学、高等専門学校(以下「大学等」という。)に在学する、地方公務員への就職を希望する学生とする。ただし、地方公務員法第 16 条各号に該当する者を除く。

3 実施期間

実施期間は、市長が別に定めるものとする。

4 募集方法

募集案内については、原則としていなべ市のホームページで行うこととする。

5 募集期間

募集期間は、令和 5 年 5 月 10 日(水)から令和 5 年 7 月 14 日(金)までの間とする。

6 提出書類

対象者がインターンシップに参加を希望する場合は、当該大学等が次の書類をいなべ市に提出するものとする。

(1) 参加申込み時に提出する書類

- ア いなべ市インターンシップ参加申請書(様式第 1 号)
- イ いなべ市インターンシップ事前レポート(様式第 2 号)

(2) 受入れ決定後に提出する書類

- ア 誓約書(様式第 5 号)
- イ いなべ市インターンシップに関する覚書(様式第 6 号)
- ウ 災害傷害保険、賠償責任保険等の加入を証明する書類の写し

7 選考方法

いなべ市インターンシップ参加申請書(様式第 1 号)及びいなべ市インターンシップ事前レポート(様式第 2 号)による書類選考を行い、受入れの可否を「いなべ市インターンシップ受入についての結果通知書(様式第 3 号又は様式第 4 号)」により当該大学等に通知することとする。

8 実習生の身分及び処遇

実習生には本市職員の身分は付与しないものとし、賃金、報酬、手当等の一切を支給しない。

9 服務等

実習生は、地方公務員法その他の法令(いなべ市条例及び規則等を含む。)及びいなべ市インターンシップ実施要領に基づき、実習担当者の指揮、監督助言等に従うことについて誓約書に署名等を行い、これらを遵守しなければならない。

10 実習時間

実習時間は、原則として午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとし、それを超える場合は受入部署の所属長が判断する。

11 実習費用

オンライン実習に要する光熱費、通信費等は、実習生が負担するものとする。

12 実習成果等の報告

実習生は実習終了後、1 か月以内に実習レポート(大学等において所定の様式がある場合には代用しても構わない。)及び実習アンケートをいなべ市総務部職員課まで提出する。

13 災害補償等

- (1) 大学等はインターンシップへの参加に当たってその実習生に関し災害傷害保険、賠償責任保険等に加入しなければならない。
- (2) インターンシップに係る実習に伴い、当該実習生が災害にあったときは、大学等により対応するものとする。
- (3) 実習生が本市、その他職員及び第三者に損害を与えたときは、大学等はその賠償の責めを負わなければならない。

14 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は別に定める。
- (2) インターンシップに係る実習の実施について、疑義等が生じた事項については、本市が大学等及び実習生と協議して決定するものとする。